

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（三次元地形データ作成）
- 二 測量の地域 生駒市北田原町
- 三 測量の期間 令和元年八月十九日から令和二年三月三十一日まで